

日本植物病理学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は日本植物病理学会と称する。

第2条 本会は植物病理学の進歩と普及をはかることを目的とする。

第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会および講演会の開催。
- (2) 会報（英文誌および和文誌）およびその他の出版物の刊行。
- (3) 会員等の業績の表彰。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業。

第4条 本会は事務所を東京都北区中里2丁目28番10号日本植物防疫協会内におく。

第2章 会 員

第5条 本会の会員は正会員、学生会員、学部生会員、名誉会員、永年会員、賛助会員、準会員とする。正会員は本会の趣旨に賛同して入会し、所定の会費を納入する個人、学生会員および学部生会員は大学等に在学中で指導教官の証明を得て本会に入会し、所定の学生会費を納入する個人、賛助会員は所定の賛助会費を納入する個人または団体、準会員は所定の会費を納入する団体、名誉会員は本会の発展に多大の功績があった個人、永年会員は永年にわたって本会の会員であり、学会活動を行った個人で、名誉会員、永年会員とも会長の推薦を経て総会の承認を得た者。なお、正会員のうち、国外で会報の配布を受ける者を外国会員として扱う。学部生会員の詳細は別に定める。

第6条 会員は次の権利を有する。

- (1) 会報の配布を受けることと本会印刷物購入上の特典。
- (2) 正会員、学生会員、名誉会員および永年会員は会報への投稿。
- (3) 正会員、学生会員、学部生会員、名誉会員および永年会員は本会の研究発表会または講演会などへの出席。
- (4) 正会員、学生会員、名誉会員および永年会員は本会の研究発表会または講演会などにおける研究発表。
- (5) 正会員、学生会員、名誉会員および永年会員は本会の運営に関する意見の具申。
- (6) 日本に在住する正会員と学生会員に限り、第11条第3項に掲げる評議員の選挙権および被選挙権。
- (7) その他詳細は別に定める。

第7条 本会に入会しようとする者は入会申込書に所定の事項を記入し、1年分の会費を添えて会長あてに提出しなければならない。

第8条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

第9条 会員で次の各号に該当する者は除名または会員の権利を制限されることがある。

(1) 本会の名誉を傷つける行為のあった者.

(2) 会費を滞納した者.

第 10 条 各種会員の会費の年額は、評議員会で審議し、総会の議決によって定める。会費は前納するものとし、すでに納入した会費は返さない。

2 会費の詳細は別に定める。

第 3 章 役員および委員

第 11 条 本会に次の役員および委員をおく。役員は、会長、副会長、評議員、会計監査とする。委員は編集委員、病名委員、賞選考委員、功績者推薦委員、選挙管理委員、幹事、その他必要と認められる専門委員とし、評議員会の議を経て会長が委嘱する。

2 会長には前年度の副会長が就任するものとし、副会長は評議員の互選により選出する。ただし、選挙施行年度内に年齢が 66 歳以上に達するものは被選挙権を有しない。選挙の方法は別に定める。

3 評議員は正会員および学生会員の互選による選出者および会長、副会長、編集委員長、庶務幹事長および会長指名者よりなる。選挙の方法は別に定める。会長指名評議員は評議員会が学会運営に必要と認めた場合若干名を指名することができる。

4 評議員のうち地域別に評議員数に応じ、総数 10 名を評議員選挙の得票数の多い者から常任とする。同数の場合は、年長者をとる。ただし、常任評議員が被選挙区から他の地区に転出した場合は、指名を解除し、当該選挙区から新たに得票数の多い者から常任を補充するものとする。同数の場合は、年長者をとる。

5 会計監査は評議員の互選により選出する。ただし、選挙施行年度内に年齢が 66 歳以上に達するものは被選挙権を有しない。選挙の方法は別に定める。

6 編集委員長は会長が指名する。

7 病名委員長は会長が指名する。

8 賞選考委員長は会長とし、委員には副会長、および会長が指名する 6 名の正会員をもってあてる。会長は原則として評議員の中から専門分野、地域性等を考慮して委員を指名し、その任期は 2 年、毎年半数交代とする。なお、2 期連続しての再任はないものとする。

9 功績者推薦委員のうち 1 名を功績者推薦委員長とする。

10 選挙管理委員のうち 1 名を選挙管理委員長とする。

11 幹事は会長が委嘱する。幹事は庶務幹事、会計幹事、副会計幹事、編集幹事とし、庶務幹事、会計幹事、副会計幹事のうち 1 名を庶務幹事長、1 名を庶務副幹事長、また編集幹事のうち 1 名を編集幹事長とする。庶務幹事長には前年度の庶務副幹事長が就任し、会計幹事には前年度の副会計幹事が就任するものとする。

第 12 条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。

第 13 条 本会に次の組織をおく。評議員会、常任評議員会、幹事会、編集委員会、病名委

員会、賞選考委員会、功績者推薦委員会、その他必要と認められる専門委員会。

- 2 評議員会は会長が召集し、会務を審議する。
- 3 常任評議員会は会長が召集し、緊急を要する会務等を審議する。
- 4 幹事会は会長、副会長、庶務幹事、会計幹事および副会計幹事で組織し、会務案及び事業計画の作成を行う。
- 5 編集委員会は編集委員長が召集し、会報に投稿された論文の掲載、その他会報に関する事項の審議および論文賞を選定する。なお、投稿論文等の審査および編集に関する規程、ならびに論文賞の授賞候補論文の推薦、選定およびその決定等に関する規程は別途これを定める。
- 6 病名委員会は病名委員長が召集し、病名に関する事項を審議する。
- 7 賞選考委員会は日本植物病理学会学会賞および同学術奨励賞の授賞候補者についての審議および第1次選定を行う。なお、授賞候補者の推薦、選定および決定等に関する規程は別途これを定める。
- 8 功績者推薦委員会は会則第5条によって名誉会員および永年会員の候補者の推薦を行う。
- 9 専門委員会は会長の委嘱する専門委員で組織し、会長の委嘱する必要な事項を審議する。専門委員のうち1名を当該委員会の委員長とする。

第14条 会計監査は本会の会計を監査する。

第15条 幹事は会長の旨を受け、庶務、会計、編集の会務を分掌する。

第16条 役員および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選挙により選出される役員を除き原則として2期までとする。会長、副会長の任期は1年とする。役員および委員の任期満了による交代は定期総会終了時とする。なお、会長指名評議員の任期は選出評議員の任期にあわせるものとし、編集委員および編集幹事の任期は別途これを定める。

第4章 総 会

第17条 総会は定期総会および臨時総会とし、会長が召集する。定期総会は毎年1回、大会と合わせて召集する。臨時総会は次の場合に召集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 評議員の過半数から請求があったとき。
- (3) 正会員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき。

第18条 次の事項は総会の承認または議決を経なければならない。

- (1) 事業経過および収支決算。
- (2) 事業計画および収支予算。
- (3) 名誉会員および永年会員の推挙。
- (4) 会則の改正。

(5) 役員の選挙に関する規則の改正.

(6) その他必要と認めた事項.

第 19 条 総会の議事は出席した正会員、学生会員、名誉会員および永年会員の過半数で決し、賛否同数の場合は議長が決する.

第 5 章 大 会

第 20 条 大会は研究発表会、講演会などよりなり、次の要綱により開催する.

(1) 大会は年 1 回、原則として春季に 3 日間開催する.

(2) 研究発表会では原則として口頭による発表を行う.

(3) 定期総会、新会長講演および学会賞などの受賞者講演は、大会初日の冒頭に行う.

(4) 講演発表できる者は大会の開催年度の学会会費納入済みの別に定める権利を有する日本植物病理学会会員に限る. また発表できる演題は、1 人 1 題までとする.

(5) 大会の運営は大会委員長が行う.

第 21 条 大会委員長は評議員会の議を経て、会長が委嘱する.

第 6 章 会 計

第 22 条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる.

2 本会の会計は、公益法人会計基準に準拠して運営する.

3 本会に特定の目的を有する基金を設定することができるものとする. 設定した基金は、固定資産として管理するものとし、基金を取り崩す場合は、評議員会で審議し、総会の議決による. 基金に関わる規程は別に定める.

第 23 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる. 経理に関する規程は別に定める.

第 24 条 本会事務所に次の書類、帳簿および電子情報を備える.

(1) 会員名簿

(2) 役員名簿

(3) 評議員会および総会の議事に関する書類

(4) 収入支出に関する帳簿および証拠書類

(5) 財産目録（資産台帳および負債台帳）

(6) 収支予算書および事業計画書

(7) 収支計算書および事業報告書

(8) 貸借対照表

(9) 正味財産増減計算書

(10) その他必要な書類および帳簿

第 7 章 部 会

第 25 条 本会は地域別に部会をおくことができる。

第 26 条 部会には部会長 1 名、部会幹事若干名をおく。部会長は部会の推薦により会長が委嘱する。

第 27 条 部会会則を各部会で定め、会長の承認を得なければならない。

第 28 条 部会開催の日程については本学会の関係する他行事と重複しないように配慮し、当該地区評議員ならびに会長と事前に協議しなければならない。

第 8 章 談話会および研究会

第 29 条 本会に評議員会の議を経て、談話会および研究会をおくことができる。

2 談話会および研究会は本会の支援の下に、独自の研究活動を行う。

3 談話会および研究会は次のとおりとする。植物感染生理談話会、土壌伝染病談話会、植物細菌病談話会、バイオコントロール研究会、植物ウイルス病研究会、殺菌剤耐性菌研究会、EBC（Evidence-Based Control）研究会、植物病害診断研究会、植物病原菌類談話会。

第 9 章 シンボルマーク

第 30 条 本会のシンボルマークを下図のとおりとする。

（外円と内円の比は 3 対 2 とする）



第 10 章 本会関連学会および団体等委員

第 31 条 日本学術会議、日本農学会、国際植物病理学会、国際植物保護会議、その他本会関連の各種学会および団体の各種委員等の本会からの推薦は、評議員会あるいは常任評議員会の議を経て、会長がこれを行う。委員等の選出方法および任期は別に定める。

付 則

1. この会則は昭和 33 年 3 月 28 日より施行し、一部改正は昭和 42 年 1 月 1 日、昭和 43 年 9 月 1 日、昭和 45 年 1 月 1 日、昭和 48 年 3 月 26 日、昭和 49 年 4 月 4 日、昭和 50 年 4 月 4 日、昭和 51 年 4 月 6 日、昭和 57 年 4 月 1 日、昭和 61 年 4 月 2 日、平成 6 年 4 月 3 日、平成 7 年 3 月 31 日、平成 10 年 5 月 20 日、平成 11 年 4 月 2 日、平成 12 年 1 月 1 日、平成 13 年 1 月 1 日、平成 14 年 4 月 3 日、平成 15 年 3 月 28 日、平成 18 年

6月3日，平成18年12月31日，平成19年3月28日，平成23年3月27日，平成24年3月28日，平成27年3月29日に行った。

2. この会則の一部改正は平成27年3月29日より施行する。

日本植物病理学会細則および規程

会員細則

- 第1条 日本植物病理学会員の種別と会費は以下のとおりとする。正会員：10,000 円（ただし会計年度内に 66 歳以上に達しており評議員の被選挙権を有さず、英文誌の配布をウェブ購読とする正会員は 5,000 円）、学生会員：5,000 円、学部生会員（大学院生を除く，中高生を含む学生で、会報の配布はウェブ購読とする.）：1,000 円、名誉会員および永年会員：免除（ただし英文誌の配布を冊子体とする永年会員は 5,000 円）、準会員：15,000 円、賛助会員：一口 50,000 円。外国会員の会費納入は円建とし 9,000 円とする。
- 第2条 正会員，学生会員，学部生会員，名誉会員および永年会員は参加費等に会員料金が設定される本会の研究発表会または講演会に会員料金にて参加する権利を有する。
- 第3条 賛助会員はその口数に応じ本会の大会に招待を受ける権利を有する。
- 第4条 賛助会員はその口数に応じ和文誌に広告を掲載する権利を有する。

付 則

1. この細則は平成 25 年 1 月 1 日より施行する。

（参考までに会則及び細則に規定される会員の種別，会費，権利等を下表にまとめる.）

会 員 種 別	年会費	会報の配布		投稿資格	研究集会		評議員の 選挙権・ 被選挙権	総会議事の 決定権
		英文誌	和文誌		参加費	研究発表 資格		
正会員	10,000円	冊子体・ウェブ購読		有する	会員料金	有する	有する****	有する
66歳以上* の希望者	5,000円	ウェブ購読	冊子体 ウェブ購読					
学生会員	5,000円	冊子体・ウェブ購読					有する	
学部生会員**	1,000円	ウェブ購読		有しない		有しない	有しない	有しない
名誉会員	無料	冊子体・ウェブ購読		有する		有する	有しない	有する
永年会員	無料	ウェブ購読	冊子体 ウェブ購読					
英文誌冊子体 希望者	5,000円	冊子体・ウェブ購読						
賛助会員	一口 50,000円	冊子体		和文誌への 広告掲載	口数に応じ 大会に招待	有しない	有しない	有しない
準会員	15,000円	冊子体		有しない	—			
外国会員***	9,000円	冊子体・ウェブ購読		有する	会員料金	有する	有しない	有する

* 会計年度内（1/1～12/31）に評議員の被選挙権を有しない者
** 大学院生を除く，中高生を含む学生
*** 国外で会報の配布を受ける正会員
**** 選挙施行年度内に年齢が66歳以上に達するものは被選挙権を有しない

副会長選挙施行細則

- 第1条 副会長は1名とし、会則第11条第2項に基づく選挙施行細則を次のように定める。
- 第2条 選挙は単記無記名投票によって行う。
- 第3条 投票用紙ならびに封筒は本会から送付した所定のものを用いる。封筒は大小2種とし、投票用紙を入れた小封筒には投票者の氏名を書かない。大封筒には投票者の氏名を明記する。
- 第4条 下記の投票は無効とする。
- (1) 第2条に違反したもの。
 - (2) 第3条に違反したもの。
 - (3) 大封筒に2枚以上小封筒を入れたもの。
 - (4) 投票締切期日までに到着しなかったもの。
- 第5条 選挙は原則として11月に行う。
- 第6条 最高得票が同数で2名以上のときは年長者をとる。
- 第7条 選挙は3名の選挙管理委員の管理のもとに行う。
- 第8条 当選者は健康上その他特別の事情がある場合のほかは就任を辞退できない。
- 第9条 副会長に事故のある場合は、評議員による補欠選挙を行う。
- 付 則

1. この細則は、昭和34年3月30日より施行し、一部改正は昭和43年6月1日、昭和48年3月26日、昭和51年4月6日、昭和52年4月5日、平成5年4月3日に行った。
2. この細則の一部改正は平成5年4月3日より施行する。

評議員選挙施行細則

- 第1条 会則第11条第3項に基づき評議員選挙施行細則を次のように定める。
- 第2条 選挙は次に定める8地区に分け地区ごとに評議員定数を決定して行う。総数45名以内とし、地区ごとの定数は各地区の正会員と学生会員の総数に比例させる。なお、正会員と学生会員の所属地区は原則としてその所属する機関の所在地とし、これがない場合には現住所とする。北海道地区（北海道）、東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、福島、山形）、北関東地区（茨城、埼玉、栃木、群馬、新潟）、南関東地区（東京、千葉、神奈川、山梨）、中部地区（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）、近畿地区（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）、中国四国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、香川、高知）、九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
- 第3条 任期満了年度の8月末までに、選挙管理委員会は、会報（和文誌）等に選挙の実施を告示し、選挙は任期満了年度の9月1日付をもって有権者名簿を作成し10月に行う。
- 第4条 正会員であっても選挙施行年度内に年齢が66歳以上に達する者は被選挙権を有しない。

第5条 正会員および学生会員であっても9月1日現在で選挙施行年度までの会費を滞納している者は選挙権および被選挙権を失う。

第6条 評議員は有権者が所属する地区から、その地区の評議員定数の連記無記名投票によりこれを選出する。

第7条 投票は電子投票により以下の要領で行う。電子投票を行えない場合は、副会長選挙施行細則第3条に準じ、郵送投票とする。

- (1) 電子投票は、インターネットを通じて、会員に割り振られた会員番号及びパスワードにより電子投票システムに接続して行う。接続は、各会員が所持するインターネット接続機器を用いる。インターネット接続にかかる費用は会員の負担とする。
- (2) 有権者名簿は、インターネット上の会員限定のページに掲示する。
- (3) 投票は、画面上に表示される候補者一覧から、投票者が所属する地区の評議員定数以内の候補者を選択する方法で行う。
- (4) 投票内容は、集計用のサーバーに送信される。投票後の取り消しまたは修正は認めない。また、投票内容の確認には応じない。
- (5) 投票内容は投票者が特定できないように保存され、投票期間終了後、選挙区ごとの得票数を集計したデータは選挙管理委員会が管理する。
- (6) 選挙告示から投票開始日までに会員から電子投票を行えない旨の申し出があった場合は、副会長選挙施行細則第3条に準じ、本会から送付した所定の投票用紙ならびに封筒を用いた郵送投票とする。この場合も、投票期日は電子投票と同日（必着）とする。

第8条 下記の投票は無効とする。

- (1) 第5条に違反したもの。
- (2) 第6条に違反したもの。ただし評議員定数に満たない投票は有効とする。
- (3) 副会長選挙施行細則第4条第3項および第4項に準ずる。

第9条 電子投票と郵送投票で得られた票数を合計したものを得票数とし、当選は高点者より順次決定し、同点の場合は年長者をとる。

第10条 副会長選挙施行細則第7条に準ずる。

第11条 副会長選挙施行細則第8条に準ずる。

第12条 評議員は、健康上の理由その他特別の事情により任を辞した場合、および地区選出評議員が異動等により他地区へ転出した場合、欠員となる。

2. 任期中に他選挙区へ転出した評議員は会長指名評議員として任を受け、その任期は残任期間とする。

第13条 評議員に欠員を生じた場合、その所属地区の次点者をもって補充する。

付 則

1. この細則は昭和34年3月30日より施行し、一部改正は昭和40年4月1日、昭和43年6月1日、昭和58年3月27日、平成6年4月3日、平成14年4月3日、平成24

年 3 月 28 日，平成 27 年 3 月 29 日に行った。

2. この細則の一部改正は平成 27 年 3 月 29 日より施行する。

会計監査選挙施行細則

第 1 条 会計監査は 3 名とし，会則第 11 条第 5 項に基づく選挙施行細則を次のように定める。

第 2 条 投票は 3 名連記無記名で行う。

第 3 条 副会長選挙施行細則第 3 条に準ずる。

第 4 条 下記の投票は無効とする。

- (1) 第 2 条に違反したもの。ただし，3 名に満たない投票は有効とする。
- (2) 第 3 条に違反したもの。
- (3) 副会長選挙施行細則第 4 条第 3 項および第 4 項に準ずる。

第 5 条 副会長選挙施行細則第 5 条に準ずる。

第 6 条 当選は高点者より順次決定し，同点の場合は年長者をとる。なお，高点者にあっても副会長当選者は当選としない。

第 7 条 副会長選挙施行細則第 7 条に準ずる。

第 8 条 副会長選挙施行細則第 8 条に準ずる。

付 則

1. この細則は昭和 34 年 3 月 30 日より施行し，一部改正は昭和 43 年 6 月 1 日，平成 6 年 4 月 3 日に行った。
2. この細則の一部改正は平成 6 年 4 月 3 日より施行する。

日本植物病理学会授賞規程

1. 会則第 3 条第 3 項に基づき，日本植物病理学会学会賞および同学術奨励賞を設け，授賞に関する規程を次のように定める。
2. 日本植物病理学会学会賞は植物病理学上，顕著な業績を挙げた会員または顕著な功績のあった会員にこれを贈る。同学術奨励賞は植物病理学の進歩に寄与する優れた研究をなし，なお，将来の発展を期待し得る会員（受賞年 3 月 31 日現在 40 歳未満）にこれを贈る。
3. 前項の業績は発表された論文または著書とする。
4. 授賞者の候補は評議員の推薦による。第 1 次推薦を評議員により行い，集計の後，推薦数や推薦者名を付さずにこれを対象として，第 2 次推薦を評議員により行い，推薦候補者を決定する。
5. 授賞候補者の第 1 次選定は，第 4 項の推薦候補者の中から賞選考委員会がこれを行う。
6. 授賞候補者の第 2 次選定は第 5 項の第 1 次選定候補者の中から，評議員の投票に基づき，評議員会がこれを行い，会長が授賞者を決定する。

7. 同一年度の授賞は日本植物病理学会学会賞および同学術奨励賞各 3 件以内とする。
8. 賞は賞状および副賞として、定期総会においてこれを贈る。

付 則

1. この規程は昭和 34 年 3 月 30 日より施行し、一部改正は昭和 52 年 4 月 5 日、昭和 57 年 4 月 1 日、昭和 61 年 4 月 2 日、平成 5 年 4 月 3 日、平成 14 年 4 月 3 日、平成 23 年 3 月 27 日、平成 24 年 3 月 28 日、平成 27 年 3 月 27 日に行った。
2. この規程の一部改正は平成 27 年 3 月 27 日より施行する。

日本農学賞受賞候補者選考規程

1. 本会は日本農学会農学奨励規程第 4 項に基づき植物病理学上、顕著な業績を挙げた会員を日本農学賞受賞候補者として日本農学会へ推薦する。
2. 受賞候補者の選考は日本植物病理学会賞授賞規程第 4 項、第 5 項および第 6 項に準ずる。
3. 同一年度の受賞候補者の推薦は原則として 1 件とする。

付 則

1. この規程は昭和 34 年 3 月 30 日より施行し、一部改正は昭和 57 年 4 月 1 日、昭和 61 年 4 月 2 日に行った。
2. この規程の一部改正は昭和 61 年 4 月 2 日より施行する。

日本農学進歩賞受賞候補者選考規程

1. 本会は財団法人農学会農学進歩賞規程に基づき植物病理学上、顕著な業績を挙げた会員を日本農学進歩賞受賞候補者として農学会へ推薦する。
2. 受賞候補者の選考は日本植物病理学会賞授賞規程第 4 項、第 5 項および第 6 項に準ずる。
3. 同一年度の受賞候補者の推薦は原則として 1 件とする。

付 則

1. この規程は昭和 61 年 4 月 2 日、平成 15 年 1 月 1 日（「農学進歩賞」から「日本農学進歩賞」への名称変更）に一部改正された。
2. この規程の一部改正は平成 15 年 1 月 1 日より施行する。

本会関連学会および団体等委員推薦規程

1. 本会関連の各種学会および団体の各種委員等の本会からの推薦にあたっては、それらの選出方法あるいは任期を下記のとおりとする。
 - (1) 日本農学会の評議員には会長および副会長、運営委員には庶務幹事長をあてる。
 - (2) 国際植物病理学会の council members および correspondent for newsletter は、その任期を 5 年とし再任しない。

- (3) 国際植物病理学会の members of committee の選出とその任期については各専門分野に一任する.
- (4) 国際植物保護会議の常置委員は、その任期を 4 年で 2 期までとする.
- (5) 国際微生物学連合のウイルス分類委員会委員および細菌命名委員会委員の選出とその任期については、各専門分野に一任する.

付 則

- 1. この規程は、平成 5 年 4 月 3 日より施行し、一部改正は平成 6 年 4 月 3 日、平成 23 年 3 月 27 日、平成 25 年 3 月 27 日、平成 26 年 6 月 2 日に行った.
- 2. この規程の一部改正は平成 26 年 6 月 2 日より施行する.

日本植物病理学会論文審査編集規程

- 1. 会則第 13 条第 5 項に基づき、日本植物病理学会論文審査編集規程を次のように定める.
- 2. 編集委員会は編集委員長、原著編集委員、講演要旨編集委員および編集幹事長により構成する. 原著編集委員の中から編集委員長によって指名された 1 名を編集副委員長とする. 原著編集委員は全国より専門分野別に計 20 名以内を選任し、原著論文を審査する. 講演要旨編集委員は大会委員長および各地域部会長 5 名とし、各委員が該当する大会または部会の講演要旨を審査する. 編集委員会は原則として年 1 回、総会前日に開催し、編集報告ならびに編集計画等について協議する. なお、編集方針や編集体制の変更など、委員全員の協議が必要な場合には臨時編集委員会を開催することができる.
- 3. 編集幹事会は編集委員長、編集幹事長および編集幹事若干名により構成する. 編集幹事長および編集幹事は学会報の編集に関わる実務を行う. 編集幹事会は必要に応じて随時開催する.
- 4. 編集委員長、編集幹事長および編集幹事の任期は 2 年で、原則 1 期とするが、2 期を限度として再任を妨げない. 原著編集委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない. いずれも、任期満了に伴う交代は 12 月末日とする. 講演要旨編集委員の任期は、大会委員長、部会長の任期とする.
- 5. 原著論文の審査は、各投稿論文ごとに、編集委員長により指名された審査員 2 名による 1 次審査の後、同じく編集委員長により指名された原著編集委員 1 名が審査員と著者間を調整しながら 2 次審査を行う. 最終的な採択の可否は編集委員長が決定する. 審査員は全体で数十名とし、各原著編集委員からの推薦に基づいて編集委員長が予め選定する.
- 6. 大会ならびに部会の研究発表会の講演要旨は、次に定める所定の審査の後、日本植物病理学会報に掲載される. 講演要旨はその講演の担当座長 1 名および大会委員長あるいは部会長による審査を経て、最終的に編集委員長によって採択の可否が決定される.
- 7. 編集委員長に健康上その他特別の事情が生じた場合には、編集副委員長が編集委員長の業務を代行する.

付 則

1. この規程は平成 7 年 11 月 25 日より施行し、一部改正は平成 14 年 4 月 3 日、平成 24 年 3 月 28 日、平成 28 年 3 月 20 日に行った。
2. この規程の一部改正は平成 28 年 3 月 20 日より施行する。

日本植物病理学会論文賞授賞規程

1. 会則第 3 条第 3 項に基づき、日本植物病理学会論文賞を設け、授賞に関する規程を次のように定める。
2. 日本植物病理学会論文賞は選定の前年発行の *Journal of General Plant Pathology* および日本植物病理学会報に掲載された *Invited paper* および短報を含む原著論文（総説は除く）を対象とし、植物病理学の進歩に寄与する優れた論文に対しこれを贈る。なお、同一年度の授賞は両雑誌を通して 2 件以内とする。
3. 授賞候補論文の第 1 次推薦は、評議員、正副編集委員長および国内原著編集委員により行う。
4. 授賞候補論文の第 2 次推薦は、第 3 項で推薦された候補論文の中から評議員、正副編集委員長および国内原著編集委員により行う。
5. 編集委員長は、正副編集委員長および部門別原著編集委員代表（編集委員長が選任する各部門 1 名の国内委員）から構成される論文賞選考委員会において、第 4 項で推薦された候補推薦論文の中から 2 件以内の授賞候補論文を選定し、評議員会へ報告する。なお、報告にあたっては選定理由を付す。
6. 授賞論文は、第 5 項により報告された授賞候補論文につき評議員会の議を経て、会長が決定する。
7. 賞は賞状および副賞各 1 つとして、定期総会においてこれを代表者（原則として筆頭著者）に贈る。

付 則

1. この規程は平成 13 年 1 月 1 日より施行し、一部改定は平成 14 年 4 月 3 日、平成 21 年 3 月 26 日、平成 27 年 3 月 27 日に行った。
2. この規程の一部改正は平成 27 年 3 月 27 日より施行する。

日本植物病理学会学生優秀発表賞授賞規定

1. 会則第 3 条第 3 項に基づき、学生優秀発表賞を設け、授賞に関する規程を次のように定める。
2. 毎年度実施される日本植物病理学会大会の口頭発表にもとづいて授賞する。
3. 学生優秀発表賞は大会委員長が贈る。
4. 授賞者は、大会委員長により委嘱された学生優秀発表賞選考委員により選定される。
5. 授賞候補者は、学生会員（当該年度の 3 月 31 日まで）であり、講演要旨の筆頭著者

で、なおかつ実際に講演発表を行った者とする。但し、過去に受賞した者は除く。

付 則

1. この規程は平成 18 年 1 月 1 日より施行し、一部改正は平成 23 年 3 月 27 日、平成 24 年 3 月 28 日、平成 27 年 3 月 27 日に行った。
2. この規程の一部改正は平成 27 年 3 月 27 日より施行する。

基金設定・管理規程

1. 会則第 22 条第 3 項に規定する基金として、「学術事業安定化基金」、「学術奨励基金」、「国際学術交流基金」、および「100 周年記念事業特別基金」を設ける。
2. 設定した基金は、固定資産として管理するものとし、基金を取り崩して支出する場合は、評議員会で審議し、総会の議決による。
3. 学術事業安定化基金は、会則第 3 条に規定する学術事業を安定的に継続させることを目的とし、何らかの不慮の事態によって、当該事業を遂行することが困難となる場合に支出する。
4. 学術奨励基金は、会則第 3 条に定める主要な事業、および会則第 2 条の目的のために企画された学術振興活動を支えることを目的とする。
5. 国際学術交流基金は、会則第 2 条の目的に則り、植物病理学における学術研究の国際的な交流活動を推進することを目的とする。なお、本基金の英名を **Japanese Phytopathological Society Fund for International Scientific Exchanges** とする。
6. 100 周年記念事業特別基金は、100 周年記念事業の目的のために企画された活動を支えることを目的とする。

付 則

1. この規程は平成 18 年 12 月 31 日より施行し、一部改正は平成 23 年 3 月 27 日、平成 24 年 3 月 28 日に行った。
2. この規程の一部改正は平成 24 年 3 月 28 日より施行する。

経理規程

1. この規程は、日本植物病理学会（以下「本会」という。）の経理事務を適正かつ効率的に運営するため、会則第 22 条および 23 条に定めるもののほか、予算、資産、支出、及び決算に関する事項を規定する。
2. 本会の経理は、法令、会則及び本規程の定めにより処理されなければならない。
3. 経理責任者は庶務幹事長とし、経理責任分任者は会計幹事、その補佐は副会計幹事とする。
4. 経理責任者は、事務局員の中から出納責任者を定め、出納事務を委任することができる。
5. 予算は、本会事業の計画的運営に資するため、毎年度の収入及び支出について編成す

る。

6. 事業計画及び収支予算書は、会計年度ごとに幹事会が作成し、評議員会及び総会の承認を得て確定する。
7. 本会の資産は、現金、預貯金、固定資産及びこれらに準ずると認められるものからなり、固定資産は、会則第 22 条第 3 項で定める特定の基金を含むものとする。
8. 本会の資産は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。
9. 現金は、当座の支払いに充てるための必要かつ最少限度の額を手元に保有するほかは、銀行、信託銀行、信用金庫、郵便局又はこれらに準ずる金融機関への預貯金等として保有するものとする。
10. 経費の支出をしようとするときは、経理責任者又は経理責任分任者の決裁を受けるものとする。
11. 出納責任者は、支払いをする場合に、相手方より適正な領収証を徴するものとする。
12. 支払いを銀行振込で行う場合は、振込金受取書等をもって相手方の領収証に代えることができる。
13. 決算は、事業年度の経理記録を整理集計し、正味財産のすべての増減内容及び収支の状況並びに当該事業年度末の財政状態を明らかにすることを目的とする。
14. 経理責任者は、毎事業年度末日に勘定を締め切り、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書及びその他付属書類を作成し、会長に報告しなければならない。
15. 会長は、前条の決算書類について、会計監査を受けた後、評議員会及び総会の承認により決算を確定する。

付 則

1. この規程は、平成 18 年 12 月 31 日より施行し、一部改正は平成 24 年 3 月 28 日に行った。
2. この規程の一部改正は平成 24 年 3 月 28 日より施行する。

大会・部会・研究会等助成規程

1. 会則第 5 章、第 7 章、第 8 章条に基づく大会、部会、談話会および研究会、教育プログラム（以下大会・部会・研究会等）の開催を助成する規程を次のように定める。
2. 助成する金額は以下のとおりとする。金額の変更は、評議員会で審議し、総会の議決によって定める。
 - (1) 大会 100 万円
 - (2) 部会 助成額は、地域部会ごとの規模に応じて次のとおりとする。
関東部会および関西部会 各 20 万円
北海道部会、東北部会、および九州部会 各 10 万円
 - (3) 研究会および談話会等 各 8 万円
(ただし研究会および談話会等が開催された年に限り支弁する)

(4) 教育プログラム 50 万円

3. 大会・部会・研究会等の開催代表者は学会長に助成を申請し，学会事務局が申請で指定された口座に振り込む.
4. 大会・部会・研究会等の開催代表者は会計報告を作成し，会長に提出しなければならない.

付 則

1. 本規程は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する．平成 22 年 4 月 1 日一部改定.